

一般質問通告書

令和7年11月25日

高島市議会議長 河越 安実治 様

高島市議会議員 7番 藤田 昭

次の事項について質問いたしたいので通告します。

※質問項目（番号）が2以上ある場合は、次のどちらかに○をつけてください。

- ・質問番号1の用紙にだけご記入ください。
- ・質問が一つだけの場合は必然的に1となりますので、記入は不要です。

初問は 1. 全項目一括質問一括答弁
 2. 項目ごとに一括質問一括答弁

| | |
|---------|--|
| (質問番号1) | 都市計画街路「市道3・4・4青柳五番領線」の整備促進に向けた再評価と定住促進のまちづくりについて |
|---------|--|

要旨 (項目だけでなく、質問の趣旨が理解できるように記入してください。)

高島市が直面している最大の課題の一つは、人口減少と若年層の都市部流出による地域の活力低下であります。こうした中、都市基盤の再整備と移住定住促進の視点から、未整備の都市計画道路に新たな可能性を見出し、将来への投資として位置づけることは重要であると考えます。

市は若者・子育て世代を対象とした定住促進策として、新婚新生活支援事業や定住住宅リフォーム補助、定住相談窓口や職業相談コーナーの設置など、ソフト施策を展開されております。しかし、実際に住む場所の住環境や交通利便性といった「ハード」面が未整備のままでは、これらの支援制度の効果を十分に發揮することは出来ないと考えます。

こうした中で、都市計画道路3・4・4青柳五番領線は、昭和41

年に都市計画決定され青柳小学校から安曇川駅を通過し安曇川総合体育館手前の県道安曇川高島線の交差点までが完了しています。この都市計画道路の沿線では、高島市若者定住促進住宅用地、中央ユニバーサルこども園等をはじめとして銀行や民間アパートなども建設され整備が進んでいます。

しかし、残る都市計画道路の未整備区間については、市の道路整備プログラムでは「ランクC」として整備優先度が低く位置づけられているのが現状です。一方で、令和2年3月に滋賀県が策定した「高島市都市計画区域の整備・開発及び保全の方針」では「市街地の骨格を形成する都市計画道路の整備促進」を始めとして、「鉄道駅周辺への都市機能の集積」や「移住・定住促進に資する土地利用の誘導」が明記されており、整備の意義が改めて確認される内容となっています。

加えて、当該都市計画道路予定線の西側では、市が計画する「農業競争力強化農地整備事業（上安曇地区）」の計画が進められており、その整備区域と都市計画道路予定線との幅はおよそ100m弱であり農地が広がっています。また、当該計画道路予定線の東側一帯でも、民間アパートや人家を挟みながらも、その大部分が農地で占められています。

この現状から、都市計画道路の整備が今後も長期間進まない場合、農地の流通性や活用性が損なわれ、いずれは耕作放棄化、荒廃地化につながる懸念が地域からも指摘され現に耕作放棄地も出現しています。

こうした懸念を共有する地域の一部地権者は、当該都市計画道路の延伸と区画整理による土地活用を見据えて自主的な協議も重ねておられ、去る9月22日には地元区である南市区長名及び五番領区長名連名で市長に対する要望活動も実施されました。

このように、都市機能の集積拠点としての重要性、農地整備との連動性、そして地域主体の動きという外的要因を踏まえたとき、都市計画道路とその周辺地域は、単なる道路整備の枠を超えて、高島市の将来ビジョンを体現する戦略的なエリアと捉えるべきであり今こそ、都市基盤整備と定住支援政策を連動させた「まちづくり型の道路整備」へと再構築すべきではないかと考えます。

以上を踏まえて、以下の点について市の見解と今後の取組意欲を伺います。

1. 都市計画街路「市道3・4・4青柳五番領線（南市～五番領間約750m）」の整備における都市計画的意義と整備遅延の影響について

本路線は都市計画決定から半世紀以上が経過し、安曇川地域で唯一未整備のままとなっている都市計画道路です。既に整備された青柳～安曇川中学校間は、まちづくり効果を發揮し、教育施設や住宅整備が促進されました。しかし、残る県道安曇川高島線～主要地方道小浜朽木高島線間（南市～五番領間）が整備されない事で、道路網の分断、土地利用の非効率、災害時の経路未確保といった課題が残されています。市として、本路線の整備遅延が都市計画や住環境に及ぼす影響をどのように認識されているのか、

市の見解をお伺いします。

2. 市道路整備プログラムにおける本路線の評価について

現在、本路線は市の道路整備プログラムで「ランクC」に位置付けられていますが、都市計画道路3・4・4青柳五番領線は用途地域の外環状線としての地域の骨格をなす重要な幹線です。子育て世代の定住を支える住環境の中心にあり、都市構造や定住促進

施策の観点からも優先整備すべきと考えます。現行の評価指標に、こうした都市政策上の観点が十分に反映されているのか、市の見解をお伺いします。

3. 区画整理事業との一体的な推進について

①地元地域では、都市計画道路整備と連動した土地区画整理事業の構想も生まれています。地元南市区及び五番領区の両区長名で去る9月22日には市長に対して要望書も提出され、住民発意でのまちづくり機運が高まっています。市として、街路整備と一体的なまちづくりの推進体制構築について、具体的な検討や支援を行う意思があるのか、

市の見解をお伺いします。

②地域の状況変化や周辺施設の集積（駅、小中学校、こども園、市分譲宅地、体育館等）、および地元地権者の動きや農地整備事業との関連性を踏まえ、現行の道路整備プログラム「ランクC」の整備優先度を見直す考えを検討すべきではないか。

市の見解をお伺いします。

③滋賀県の都市計画区域整備方針に基づき、未整備区間の整備意義について再度の精査・再評価を行う余地はあると考えるが市としてどのように受け止めているか、

市の見解をお伺いします。

4. 面的整備・区画整理事業など周辺地域整備の構想について

①都市計画道路未整備区間とその周辺地域は、区画整理による面的整備により、駅や小中学校へのアクセス性を高め、安全・快適な生活圏を形成しうるエリアであると認識します。その証左に市の防災マップにおける当該地域の浸水深は0.5m以下でありさらに子育て

・教育施設との近接性を活かす快適な生活道路と街区の形成が不可欠であると考えますが、現時点での状況認識や今後の可能性についてどのように市として捉えられているのか、

市の見解をお伺いします。

②区画整理事業などの実現性可能性調査（F S調査）については、公益財団法人である区画整理促進機構がまちづくりや区画整理に関する専門家を地元に派遣し、支援をされていると仄聞していますが、市としてこの様な支援機構の存在について把握されていますか？把握されている場合、地元が促進機構の利用を希望された時は市としてどのような支援が可能ですか、

市の見解をお伺いします。

5. 移住・定住促進と一体的に進める都市政策としての展望について
本地域は、教育施設や駅に近接し生活利便性が高いエリアであり、市の将来人口ビジョンや移住施策との整合を図った重点整備区域として、再構築した上で子育て世帯の呼び込みに資する住宅用地を含めた環境整備をこの都市計画道路・付近一帯を対象として戦略的に進める構想を市が積極的に推進されるべきと考えますが、

市の見解をお伺いします。